

6 介護予防サービス 介護予防・日常生活支援総合事業利用開始までの流れ

「要支援1・2」と認定された方

基本チェックリスト等により生活機能の低下がみられた方

本人の状態や生活状況に応じ、自立した生活を営むことができるように、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所（介護予防支援の指定・委託を受けたものに限る）がケアプラン作成を担当します。

地域包括支援センター等に相談

- ・ 地域包括支援センター等の専門職がご自宅に伺い、健康状態やお困りごとについて伺います。気になっていることを、ご相談ください（まずは、お電話でも大丈夫です）。

リハビリ専門職とのアセスメント訪問



- ・ 地域包括支援センター職員等の訪問に、リハビリ専門職が同行し、心身の状態や生活の環境を確認させていただきます（リハビリ専門職の関与を既に受けている方は除く）。
- ・ 自分らしい生活を取り戻すためには、何に取り組みればよいかを一緒に考え、元気になるための目標設定を支援します。

地域包括支援センター等へ介護予防ケアプラン作成を依頼

介護予防ケアプランの作成

- ・ 地域包括支援センター等のケアマネジャーがケアプランの原案を作成します。
- ・ 原案をもとにサービス担当者会議を行い、本人・家族等の同意を得て、ケアプランを作成します。

サービス提供者と契約

介護予防サービス 介護予防・日常生活支援総合事業の利用開始

- ・ サービスを利用することによって、介護予防に取り組みます。
- ・ ケアマネジャーが、一定期間経過後に介護予防ケアプランで設定された目標が達成されたかどうか評価し、必要時見直します。

サービスを上手に活用し、
介護予防に取り組みましょう！

- ☐ 住み慣れた自宅で自分らしく過ごすために、目標や期間を決めて必要なサポートを利用しましょう。
- ☐ サービスを使う中で学んだことを日常生活に取り入れながら、自分でできることを増やせるよう意識してみましょう。

ここが知りたい

介護保険！！

Q. ケアプラン（介護サービス計画）は必要ですか？

A. 介護サービスはケアプランに基づき提供されます。利用者の心身の状態や家族の状態に応じて自立した生活を送るために必要な介護保険のサービスを効果的・計画的に利用するために、ケアプランの役割は重要です。なお、ケアプランの作成費用は、介護保険で全額負担しますので、自己負担はありません。